

平成14年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成14年7月22日（月曜日）午前10時32分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号、提案理由の説明、質疑

討論省略、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 採 決
8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	木	原	義	春	君
副議長	山	口	昌	利	君
2番	篠	原	岩	雄	君
3番	中	原	英	雄	君
4番	服	部	か	を	る

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	渡	貫	博	孝
副 管 理 者	綿	貫	登	喜
収 入 役	馬	場	孝	之

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小	川	晴	一
次 長	小	林	一	丈

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	萩	原	盛	夫
佐倉市生活 環境課課長	蓑	輪	正	信
酒々井町生活 環境課課長	遠	藤		泉

○議会事務局出席職員氏名

総務課長補佐	石	原	すみ	子
施設管理課長補佐	稲	田		明
総務課主査	門	山	孝	雄

○連絡員

総務課副主幹	後	藤	孝	安
施設管理課副主幹	市	原	敏	彦

◎開会及び開議の宣告

(午前10時32分)

○議長(木原義春君) おはようございます。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成14年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(木原義春君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、山口昌利君、篠原岩雄君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(木原義春君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原義春君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長(木原義春君) 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原義春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号を議題といたします。

◎議案第1号の提案理由の説明、質疑、採決

○議長（木原義春君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 当組合の管理者を仰せつかっております佐倉市長の渡貫博孝でございます。ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

ただいまより本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合ごみ焼却処理施設増設工事請負契約についてであります。本契約は、当組合施設に新たに全連続流動床方式100トン炉の増設を行うため、工事請負契約を締結しようとするものでございます。平成14年5月31日に指名業者選定審査会及び入札参加資格委員会を開催し資格要件の確認を行い、6月6日に地方自治法施行令第234条第1項に基づき、ごみ焼却処理施設増設工事に係る一般競争入札の公告をいたしました。入札参加申請者につきましては、4共同企業体の申請があり、申請者を構成市町のホームページにて公表いたしました。また、入札参加資格の確認をするとともに、適正な入札の執行をするべく予定価格を48億円として公表を行いました。

なお、落札者には契約の締結にあわせて適正な事業の執行を担保するため、協定書の締結を承諾する旨の誓約書の提出を求めることといたしました。

7月17日に入札を行った結果、契約金額47億400万円で荏原・清水・大昌特定建設工事共同企業体と契約いたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（木原義春君） これより事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小川晴一君） 事務局長の小川晴一でございます。それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第1号でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合ごみ焼却処理施設増設工事請負契約についてでございます。佐倉市、酒々井町清掃組合ごみ処理焼却処理施設増設工事について、左記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的で、佐倉市、酒々井町清掃組合ごみ焼却処理施設増設工事、契約の方法、制限つき一般競争入札、契約の金額、47億400万円、契約の相手方、荏原・清水・大昌特定建設工事共同企業体でございます。代表者は、株式会社荏原製作所東関東支店、構成員といたしましては、清水建設株式会社千葉支店、大昌建設株式会社でございます。

続きまして、お手元に配付させていただきました資料についてご説明をさせていただきます。まず、1枚目が開札調書でございます。入札の日時につきましては、平成14年7月17日、午後2時より執行してございます。場所は、この会議室でございます。落札者は、荏原・清水・大昌特定建設工事共同企業体。契約金額は、落札金額で47億400万円でございます。予定価格は48億円と設定いたしまして入札をしてございます。落札金額44億8,000万円につきましては、これは税を抜いた価格ということになってございます。工期につきましては、議決の日の翌日から平成17年3月21日を予定してございます。その入札状況でございますけれども、入札者は荏原・清水・大昌特定建設工事共同企業体が44億8,000万円、神鋼・銭高・大昭和特定建設工事共同企業体が45億6,000万円、バブ日立・鴻池・京成特定建設工事共同企業体が45億3,100万円、三井造船・竹中工務店・石井工業特定建設工事共同企業体が45億5,000万円でありました。

続きまして、事業の概要でございますが、現在の100トンの1炉、それから60トンの2炉、220トンに対しまして100トン炉の建設をしていく、増設をしていくという内容でございます。先般、予算額として継続費総額を議決していただきました。その金額は50億4,550万円でございます。事業計画といたしましては、処理能力が24時間全連ということで100トン炉を建設するというものでございます。その他、公害防止、騒音基準と工事概要等を定めてございます。建設につきましては、現在の場所の建設予定地が容積率400%ということになってございます。今回のものは発電式のものを建設していくということで、周辺設備といたしましては電気、用水、雨水の放流先等で、電話等を新たに引き込んで支障のないようにしていく。建設場所でございますが、現在の施設の隣接地で、現在駐車場として利用している箇所に設置する予定でございます。現在の施設とは、通路によって接続していくというような計画でございます。

以上でございます。

○議長（木原義春君） これより質疑を行います。

服部委員。

○4番（服部かをる君） 開札調書の落札金額の右の方に入札書比較価格というのがあるのですが、これはどういうものなのでしょうか。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 入札書比較価格ということで、これにつきましては上の予定価格48億円に対しまして、消費税を除いた金額になります。通常入札につきましては、消費税を除いた金額で応札をしていただいているということで、それと比較して落札状況を決定していくということになります。

以上です。

○議長（木原義春君） はい。

○4番（服部かをる君） ちょっとよくわからないのですけれども、予定価格から消費税の価格を引いた金額ですか。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 予定価格が48億円でございます。これには消費税を含んだ予定価格になってございますので、これを消費税分を除きますと、入札書比較価格ということで45億7,142万8,571円になるということでございます。ですから、この予定価格については、消費税を全部含んだ予算の中で決めさせていただいておりますので、それを除いた金額ということでございます。

○議長（木原義春君） 服部委員。

○4番（服部かをる君） 毎日新聞によりますと、7月16日の毎日新聞のコピーがあるのですけれども、談合があり落札業者が決まっているとの事前情報が、15日、毎日新聞千葉支局に寄せられたというふうにあります。誓約書をとった上で予定どおり入札を行うことを決めたというふうに報道されているのですけれども、このとおりなのでしょうか、経過について説明をしていただきたいと思います。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） この毎日新聞に寄せられた事前情報につきましては、匿名で具体的なものがなかったということで、特別談合情報という形では現在の対応マニュアルの対応としてはできない状況でございました。誓約書の関係につきましては、事業が大規模でございますので、念のために適正な執行をしていただくという観点から、内容をお聞きしながら協力をしていただいたというようなことでございます。適正な入札を執行するという趣旨のものをいただいております。

以上です。

○議長（木原義春君） はい。

○4番（服部かをる君） そうしますと、いわゆる調査をして工事費の内訳書をチェックするというようなことはしていないわけですね。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 入札当日につきましては、内訳書を提出していただいておりますけれども、その内容の金額とは、入札の金額とは合致しておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

○議長（木原義春君） はい。

○4番（服部かをる君） もしそのような談合があったというようなことが、これから後に明らかになった場合は、どういうふうになるのでしょうか、どうするのでしょうか。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） その誓約書の中では、工事請負契約の締結にあわせて組合との協定書を締結するというので誓約書をいただいております。その後協定書を締結してございます。その内容的には、私的独占の禁止及び公正取引委員会の確保に関する法律等で違反行為が明確になって、その勧告がされて応諾し、確定した場合とか、そういう違法行為が明らかに公正取引委員会等で明確になった結果につきましては、損害賠償ということで、現契約による請負代金の100分の10、10%を下らない金額ということで損害賠償をしていただきますよという趣旨の合意はしてございます。そのような内容の協定書を締結してございます。

以上でございます。

○議長（木原義春君） はい。

○4番（服部かをる君） そのような要するに談合がもし明らかになったら、10%以上の損害賠償をするという誓約をもらっているということですね。

○事務局長（小川晴一君） 誓約書は協定を結ぶという誓約書であって、協定書は別途協定書を結んでおります。

以上です。

○4番（服部かをる君） 先ほどの工事費の内訳書なのですが、談合対応マニュアルに沿って対応するには当たらないというふうに判断をされて、そこまではやっていないということだったので、やはりそれ以前からいろいろうわさとかありま

すので、そこまできちっとチェックをすべきではなかったかと思うのです。積算が本当にきちっと、いいかげんではなくてきちっとされているかどうかというところは、やっぱりきちっとチェックすることが必要なのではないかと思うのですけれども、どうしてそこはしなかったのでしょうか。

○議長（木原義春君） 管理者、ちょっといかがでございますでしょう。

○管理者（渡貫博孝君） 内訳書の提出を求めてありますので、その内訳を担当が見て、これで特に疑問点はなしということで判断をしたものでございます。ですから、私自身は内訳書そのものは見ておりませんが、それは担当にチェックを任せてございますが、内訳書は見ております。

○4番（服部かをる君） 先ほどの答弁とちょっと食い違いが……。

○事務局長（小川晴一君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

談合マニュアル等に要件を満たしていないので、談合という形では実施してございませんけれども、当日内訳書を提出していただいて確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（木原義春君） はい。

○4番（服部かをる君） 確認なのですけれども、では内訳書はチェックをして、それぞれみんなきちっと、いいかげんな積算ではなくきちっと出されているということをちゃんと確認したということによろしいのですか。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 事務局としてできる範囲確認をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木原義春君） ほかに質疑はございますか。

中原委員。

○3番（中原英雄君） 今服部委員の質問でうわさがあるから調べたかと、うわさでこの場合は質問するのか、そういうのはちゃんと注意してもらわないと困る、議長。私も言いたいことあるのだから。私が怪文書出された。管理者も事務局も議長も知っていながら、私には何も言わなかった。去年の7月の就任時の質問のときに全協で発言してある、僕は。とやかく言われたけれども、それをうわさといって質問している。私には何も教えないで、こそこそみんなやって、第一に私の名前が出た、変な怪文書が出た、何で教えなかったのだから、管理者と局長に聞くよ。去年の全協の私の発言で、そういう

怪文書が出たら、こんなうそっぱち、中原さんこうですよと言ってきて当たり前だ。こそこそコピーしてあちこち持って歩きやがってけしからん。何でそういうことをこそこそやるのだ。

○議長（木原義春君） 管理者。

○管理者（渡貫博孝君） うわさあるいは怪文書、これは私ども事実関係確認をしておりますし、またそういった事実はないということで判断をしておりますから、特に当事者に云々ということはやっておりません。

○3番（中原英雄君） 議長、うわさをもとに今質問したのだよ。うわさがあるのにちゃんとやったのかと。議長、これは嚴重注意すべきではないですか。いろいろうわさがあったのに、何でそれをきちっと調べないと。うわさをもとにやるのですか、事務の執行は。そういう質問を許していいのですかと聞いているのです、議長。

○議長（木原義春君） 先ほど局長から説明のあった匿名によるものについては、これは対象としないということですから、質問については十分注意をしてもらいたい。

ほかに質疑はございませんか。

局長。

○事務局長（小川晴一君） 管理者が申し上げた内容のとおりでございまして、対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木原義春君） では、質疑はなしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして……

○3番（中原英雄君） 議長、ちょっと待つて、一言僕は言いたいのです。

採決は終わったので一言言いますが、去年の就任の7月の臨時会の際に、なぜ次世代型も含めてやらなかったのだと。そういうときに引き続きの議員からとかいろいろな人たちから、これはもう決まっていると、我々の任期の前にルールが敷いて決まっている

ことだから、今さら言ってもしょうがないということだった。それなのに、だれかが意図する連中が怪文書まで出した。その怪文書をもとにして質問まで出た。まことに不愉快だということを言っておきます。私は明確に言ってある。

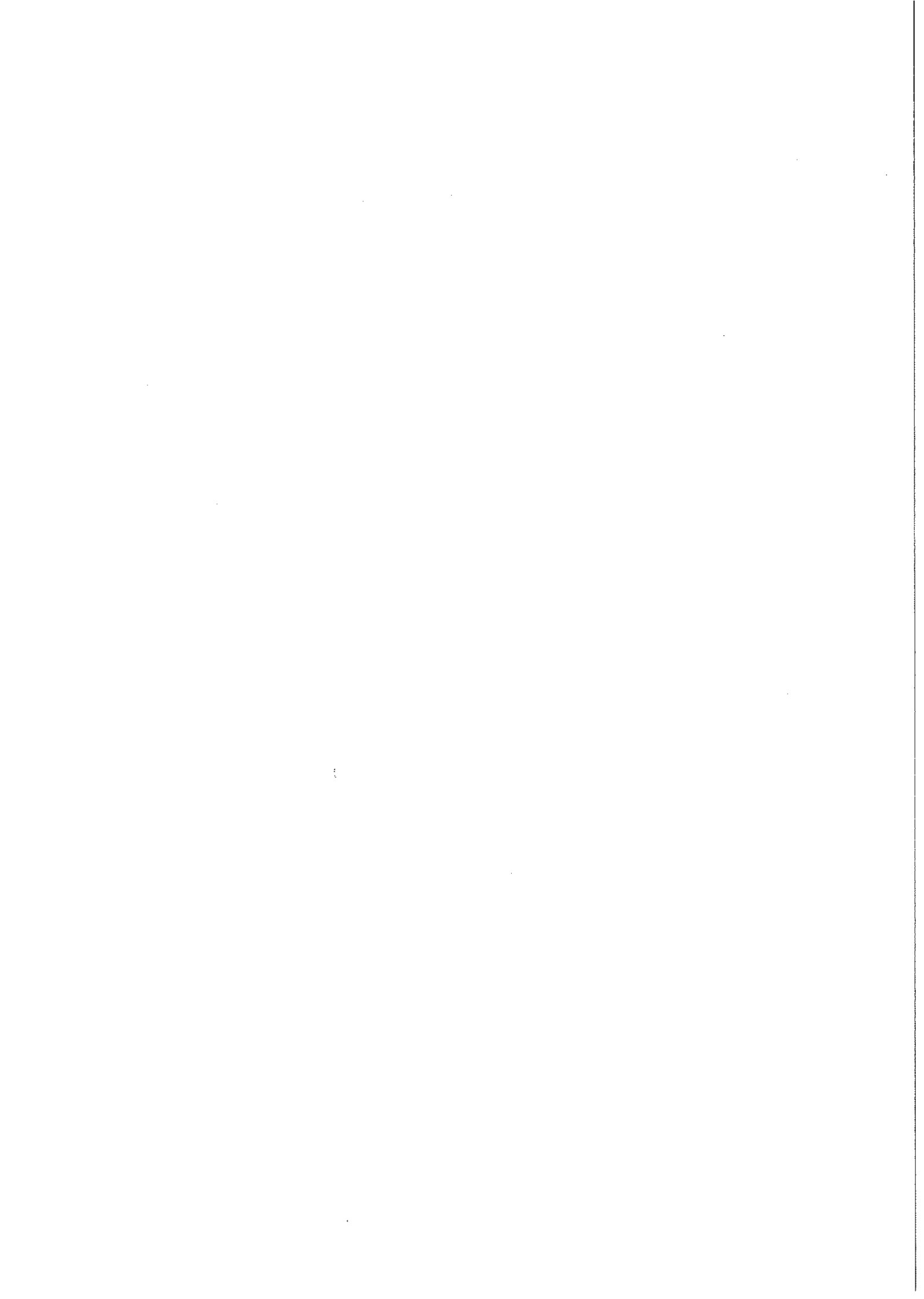
以上。

◎閉会の宣告

○議長（木原義春君） 以上をもちまして、平成14年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時56分）



上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 木 原 義 春

署名議員 山 口 昌 利

署名議員 篠 原 岩 雄